

第1468回島根県教育委員会会議録

日時 平成23年10月14日

自 14時00分

至 16時30分

場所 教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

－開 会－

－公 開－

(議決事項)

第9号 県立学校の組織編制に関する規則等の一部改正について（高校教育課）

第10号 平成24年度島根県公立学校教育職員人事異動方針等について
（義務教育課・高校教育課）

第11号 島根県スポーツ振興審議会規則等の一部改正について（保健体育課）

第12号 島根県文化財保護審議会に対する諮問について（文化財課）

————— 以上原案のとおり議決

(協議事項)

第3号 しまね特別支援教育推進プラン（案）について（特別支援教育室）

————— 以上原案に基づき協議

(報告事項)

第41号 平成24年度島根県公立高等学校入学者選抜について（高校教育課）

第42号 平成24年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第2次試験の
結果について（義務教育課・高校教育課）

第43号 平成23年度市町村立学校の設置者変更等について（義務教育課）

第44号 平成23年度生涯スポーツ功労者・生涯スポーツ優良団体文部科学
大臣表彰の受賞について（保健体育課）

第45号 平成23年度学校保健・学校安全文部科学大臣表彰について
（保健体育課）

第46号 第66回国民体育大会成績について（保健体育課）

————— 以上原案のとおり了承

－非公開－

委員長の選挙、委員長職務代理者の指定及び席次の指定について

(議決事項)

第13号 平成23年度優れた教育活動表彰について (総務課)

第14号 教職員の懲戒処分について (高校教育課)

第15号 教職員の懲戒処分について (高校教育課)

————— 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第47号 平成23年秋の叙勲内示について (総務課)

————— 以上原案のとおり了承

II 出席及び欠席委員

- 1 出席委員【全員全議題出席】
北島委員長 渋川委員 安藤委員 山本委員 土田委員 今井教育長
- 2 欠席委員
なし
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づく出席者
今井教育長
- 4 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

花田教育監	全議題（委員長選挙を除く）
金築教育次長	全議題（委員長選挙を除く）
米山教育次長	全議題（委員長選挙を除く）
三島教育センター所長	全議題（委員長選挙を除く）
大矢総務課長	全議題
植田総務課上席調整監	公開議題
林総務課調整監	公開議題
黒崎教育施設課長	公開議題
小林高校教育課長	公開議題、議決第14号、議決第15号
長野県立学校改革推進室長	公開議題
助川特別支援教育室長	公開議題
矢野義務教育課長	公開議題
清井生徒指導推進室長	公開議題
細田保健体育課長	公開議題
菅原健康づくり推進室長	公開議題
野津社会教育課長	公開議題
奥井人権同和教育課長	公開議題
松本文化財課長	公開議題
若槻世界遺産室長	公開議題
西尾古代文化センター長	公開議題
高橋福利課長	公開議題
飯塚教育センター教育企画部長	公開議題
福間高校教育課企画人事グループリーダー	議決第14号、議決第15号
- 5 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

佐藤総務課課長代理	全議題
平野総務課人事法令グループリーダー	全議題
大島総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

北島委員長：開会宣言 14時00分

公 開	議決事項	4件
	承認事項	0件
	協議事項	1件
	報告事項	6件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	3件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	1件
署名委員	その他事項	1件
	安藤委員	

(議決事項)

第9号 県立学校の組織編制に関する規則等の一部改正について (高校教育課)

○長野県立学校改革推進室長 議決第9号県立学校の組織編制に関する規則等の一部改正についてお諮りする。

宍道高校の通信制と松江北高校の通信制では、従来、隠岐、大田、浜田、益田地区に協力校を置き、隠岐地区や県西部の生徒に対応しているが、浜田高校の通信制課程の新設に伴い、大田、益田地区に浜田高校の協力校を置くことになる。これにより、宍道高校の通信制に在籍する生徒で、県西部で学んでいる生徒は浜田高校に転学するという措置が必要となる。

松江北高校については、既に平成22年度から募集停止としており、平成24年度末に閉課程となる。平成24年度末に在籍している生徒は、宍道高校に移ることを平成20年度に議決いただいている。

一方、宍道高校の生徒のうち、西部で希望する生徒については、浜田高校へ転学させる。従来は転学に関して800円の入学検定料を必要としていたが、今回は入学検定をしないこととし、入学検定料の納付をしない旨の改正が必要となる。

については浜田高校通信制への転学に際し、入学検定を実施しないこととして、入学検定料の納付を要しないとしてよろしいかお諮りする。

――原案のとおり議決

第10号 平成24年度島根県公立学校教育職員人事異動方針等について
(義務教育課・高校教育課)

○矢野義務教育課長 議決第10号平成24年度島根県公立学校教育職員人事異動方針等についてお諮りする。

資料の2の2、平成24年度島根県公立学校教育職員人事異動方針(案)と、平成24年度島根県市町村立学校学校栄養職員及び事務職員人事異動方針(案)をご覧いただきたい。全体としては、全県的な視野に立つこと、あるいは僻地教育、特別支援教育の振興、管理職教育職員、主幹教諭の配置、登用に当たっては、勤務実績を考慮する、あるいは校種間交流、永年勤続者の交流、新規採用の職員の配置等について定めている。学校栄養職員や事務職員につきましても、教育職員に準じて定めている。この方針決定いただいた後には、それぞれに細則を設け実際の運用をしていきたいと考えている。

なお、主幹教諭制度については、一昨年度、小・中学校に導入し、今年度から県立学校にも導入した。現在、小学校で15校、中学校で11校に配置している。県立学校は、特別支援学校2校配置した。小・中学校においては、来年度も引き続き配置校を増やしていく予定でいる。また、県立学校においては、新たに県立高等学校への配置も予定している。

○北島委員長 隠岐枠、石見枠があるが、これはその限定地域から全く出られないものか。

○矢野義務教育課長 そうである。

○北島委員長 本人たちは了承して入っているだろうが、やはり長い教員生活の中で、時には交流のようなことを考えても良いのではないかと思うが、そのような考えはないか。

○矢野義務教育課長 それぞれの個人の都合で場所が移りたい方は、本年度も実際に石見から隠岐枠を受け直している。受験し直していただいているのが現状。

それから、人事交流については、小・中とか、特別支援学校の交流は実際進めているが、地域の交流に期待するというのもいろいろところで話題に上がっており、私も考えているが、やはり足りない状況というのがまず大前提にあるので、まずそこを解消しないと、足りないところから来てもらうということについて、全体の理解が得られにくいと思っている。枠採用を引き

続きやっているとおりである。

○北島委員長 将来、また考えていただければと思う。

――原案のとおり議決

第11号 島根県スポーツ振興審議会規則等の一部改正について（保健体育課）

○細田保健体育課長 議決第11号島根県スポーツ振興審議会規則等の一部改正についてお諮りする。

改正理由は、スポーツ振興法の全部改正及び島根県スポーツ振興審議会委員の定数等に関する条例の一部改正に伴い、次のとおり関係教育委員会規則を改正する必要があるためのものである。

改正内容の1つ目は、島根県スポーツ振興審議会規則の一部改正である。法律の名称等の変更に伴い、「振興」を「推進」とした。第1条でも「推進」という言葉になっており、また、「スポーツ振興法」が「スポーツ基本法」になっている。

2番目は、島根県教育庁等組織規則の一部改正である。第31条の「法令または条例により設置された附属機関の名称及び担任する事務並びに当該附属機関の庶務を担当する課等は、次の表のとおりとする」というところで、「振興」を「推進」にし、「スポーツ振興法」を「スポーツ基本法」とした。それから、「教育委員会又は知事に対する建議」の部分を削除した。3の2の新旧対照表のとおりである。

――原案のとおり議決

第12号 島根県文化財保護審議会に対する諮問について（文化財課）

○松本文化財課長 議決第12号島根県文化財保護審議会に対する諮問についてお諮りする。

島根県文化財保護審議会に対する諮問事項について、文化財保護条例第32条第1項の規定に基づきまして付議するものである。

諮問事項は、島根県指定天然記念物「後山都茂屋のヤブツバキ」の指定解除についてである。

内容は、資料の4の2と4の3をごらんいただきたい。種別・名称は、天然記念物、後山都茂屋のヤブツバキ、員数は1株で、樹齢は数百年である。所在地は、益田市美都町丸茂3番地で、標高290メートルぐらいの丘陵の斜面にある。所有者は花本茂さんで、指定は、平成16年12月17日。幹回りが3.6メートルぐらいで、樹高が8メートルぐらい、全国的に見ても非常に大きな巨樹であるということ、学術的価値が高いということで指定されていたが、平成17年に穿孔虫等の影響により樹勢がだんだん衰え、幹が6本あったが順次枯れ始めまして、唯一生存していた樹幹も、平成23年3月3日に倒伏した。この状況を、島根県文化財保護審議会の杵村委員に、3月29日に現地を確認いただいた。非常に残念ではあるが、指定解除はやむを得ないかなと判断されるので、10月27日の文化財保護審議会で審議をいただきたいと思っている。

――原案のとおり議決

（協議事項）

第3号 しまね特別支援教育推進プラン（案）について（特別支援教育室）

○助川特別支援教育室長 協議第3号しまね特別支援教育推進プラン（案）についてご協議する。

教育委員会において、特別支援教育の今後10年程度を見通した基本的な計画を策定するため、パブリックコメントを実施し、その後、プラン確定という段取りで進めたいと思っている。そのパブリックコメントの案について協議をいただくものである。

近年、特別支援教育の対象となる児童生徒数が増加しており、また、特別支援学校においても、幼・小・中・高等学校においても、発達障がいのお子さんがいるなど、障がいが多様化している。学校における支援のあり方、体制の整備など、継続した課題があり、今後10年間を見通した特別支援教育の基本計画を策定するというものである。3月の教育委員会でも説明したが、外部委員からなる特別支援教育のあり方に関する検討委員会から、3月に教育長あてに答申をいただき、その内容を具体化するべくまとめたものが推進プラン（案）である。

概要についてご説明する。まず、基本的な考え方は、特別支援教育で一人一人の教育的ニーズを的確に把握して、きめ細かな教育を行うというものである。このプランには5つの柱を立てている。学校、園の体制を整備することによって、一人一人の教育的ニーズを把握するというのが第1点目。第2点目として、一貫した支援とあるが、その子ども子どもの将来を見通した上で、今あるいはその時々はどういうことをすべきかを定めていこうというもの。3番目が職業教育の充実。障がいのあるお子さん、特に特別支援学校高等部の在籍者数が急増しているところであるが、そのようなお子さんの18歳以降の生活ということで、職業教育、あるいは進路開拓を充実していく必要があるということ。4点目に教育環境の整備とあるが、学校全体の人的配置、あるいは施設整備について、さらに整備充実化させていくというもの。5点目に関係機関の連携した取組。先ほどの一貫した支援については将来を見通して時間的な幅を持たせて内容を決めていくが、この関係機関の連携した取組とは、保健・医療・福祉・労働などの分野の広がり、関係機関が連携した支援体制を構築するというものである。

具体的にどのようなことを行うかは、学校種別ごとに書いている。

まず、複数障がい種対応。現在、特別支援学校は12校あり、肢体不自由の特別支援学校としては、松江清心養護学校、江津清和養護学校があるが、なるべく近くから肢体不自由の学校に通学させたいというニーズもあり、出雲養護学校、益田養護学校に肢体不自由教育部門を平成24年度から設けたい。2点目は隠岐養護学校。隠岐地方においては、隠岐養護学校のみが特別支援学校で、知的障がいの特別支援学校であるが、小学部において希望がある場合においては、知的障がいのお子さん以外についても児童を受け入れるというものである。

次はセンター的機能。特別支援学校は、障がいのあるお子さんに関する教育のノウハウがとてもよく詰まっているところであるので、幼・小・中・高等学校、保育所において、障がいのあるお子さんの教育をする場合に、特別支援学校からそのノウハウを提供していくというものである。

次にスーパーコーディネーターの養成、配置。地域の小・中学校に特別支援教育コーディネーターがいて、その小・中学校で特別支援教育の中心となっているが、その先生に対して助言、援助する人材を、各特別支援学校で養成、配置していくことを検討するということである。

次に、職業教育と就業支援であるが、障がいのあるお子さんの就労の支援としては、各学校で、現在、職業教育をするとともに、進路開拓を行っている。職業教育については、知的障がいの特別支援学校高等部の状況に対応できるよう、職業コース制の導入を今後検討したい。それとともに、進路先の確保、進路開拓に努めていく。

次に、小・中学校、高等学校、幼稚園、保育所において、学校の体制、相談支援の体制を整備し、さらに教職員の資質、専門性の向上を支援していく。就学前については、特別支援学校幼稚部に行ってるお子さんだけでなく、幼稚園、保育所に通っているお子さん、乳幼児段階の在宅のお子さんについても支援を行っていく。

また、中学校から高等学校へ学校の段階が変わるときに、中学校で行われた支援が高等学校に十分引き継がれていないのではないかということがあり、まず中学校側において、早期から進路指導を行う必要があると考えている。リーフレットのようなものを配布したり、支援の必要なお子さんがいる場合には、学校訪問をしたりし指導を行う。さらに、高等学校側に対しても、高等学校ではこういう支援ができるということを情報提供してもらうことにより、中学校と高等学校

の間で、必要な支援が引き継がれるようにすることを考えている。

次に高等学校における、通級による指導に類する指導についてである。高等学校は義務教育ではないということもあり、通級の指導という制度はないが、現在、例えば発達障がいのお子さんなど、高等学校に在籍する障がいのあるお子さんについては、授業と授業の間にちょっと呼んで、必要な指導をするということもなされている。週に1コマ、子どもによってはもっと少ないかもしれないが、指導をした方がいいお子さんがいるのではないかとということで、そのあり方について検討するためにモデル校を指定し、支援に必要な生徒の指導、支援のあり方について研究していくというものである。

今まで申し上げたことは、障がいのあるお子さんをいかにして支援していくかということだが、本人の自立、社会参加には、社会が障がいというものをどう理解しているかということも重要であるので、障がい、あるいは特別支援教育についての理解・啓発の強化に引き続き積極的に取り組む。

また、教職員の専門性の向上、人事交流や派遣研修によって人材育成を実施するなり、あるいは特別支援学校の免許状保有率を引き上げるなどによって、教職員の専門性の向上を図る。

今申し上げたことがこのプランの（案）の概要である。ご協議いただいた上で、必要があれば修正の上、パブリックコメントを実施したい。

○山本委員 プランの期間が非常に長く10年であるが、そうするとどうしても世の中の雰囲気も変わってくると思う。5年ずつに分けて、前半の5年については、例えば3年後にはローリングして見直しをするなどの考え方はあるか。

○助川特別支援教育室長 おっしゃるとおり10年という長い期間であるので、その間に特別支援教育をめぐる状況、そもそも教育をめぐる状況も社会の状況も変わるかもしれない。社会情勢や変化、あるいは国の動向が変わった場合等には、必要に応じてプランの見直しを行いたいと考えている。

○山本委員 図書館環境整備員については23、24年度という年度が決められているが、スーパーコーディネーター養成については目標を書かないのか？

○助川特別支援教育室長 図書館環境整備員は、今年度から予算として認められていて、この9月から各学校に配置している。スーパーコーディネーターについては、来年というのはなかなか難しいと思っている。今それだけの人材がいない。スーパーコーディネーターを担う人を養成する機関はあるので、その後というふうに考えている。何校に何人ってというのは、その時々を検討したい。

○安藤委員 保育所や幼稚園に在籍しない乳幼児への支援という言葉が少しひっかかる。教育委員会としての支援のあり方を聞きたい。

○助川特別支援教育室長 保育所や幼稚園に在籍しない乳幼児への支援については、大体は教育委員会外の話になると思うが、必要になるものなので、健康福祉部と相談した上で書いている。教育委員会ですることができることは限られており、健康福祉部メインになると思っている。

○安藤委員 支援というよりは病院や保健師さんなどのネットワークだと思う。

○助川特別支援教育室長 この部分は、公立学校に深く関係していく部分ではあるが、施策、事業としてあらわれるのは健康福祉部になると思う。

○安藤委員 教職員の資質・専門性の向上というところで、その専門性というのは、例えばスーパーコーディネーターのような専門的な知識を持った人を増やすというのか、それか、教員全体のレベルアップということか。

○助川特別支援教育室長 ここで専門性と書いたが、その専門性のレベルには、先生によって違うと思う。ここで言うには、一部の先生だけに知識を持ってもらうことでもないし、すべての先生に深い知識を持ってもらうことでもない。

幅広く先生にはそれなりの専門性が求められ、また、各高等学校の特別支援教育コーディネーターには、より深い専門性が求められる。また特別支援学校の先生には、さらに深い専門性が求められる。そうすると、各学校で特別支援教育コーディネーターを中心として、学校全体の専門

性を深くする、あるいは特別支援学校の協力も得ながら、学校全体として専門性を高めていくということも含めてそう書いた。

○山本委員 中学校までは、市町村の管轄ということになる。市町村の教育委員会、福祉部の管轄であるから、この書き方としては、市町村の部分は支援という形で書いてあると思うが、協議会みたいなものは作れないか。中学校までは、市町村が手を挙げない限りは県は出ていけない。

○助川特別支援教育室長 実際は、広域特別支援連携協議会が各5教育事務所ごとにある。教育事務所が中心となって、市町村や医療機関なども入った連携協議会があり、会議だけではなく、メンバーが巡回相談に出たりしている。

○渋川委員 連携について聞きたい。5ページに、関係する諸計画があり、県が出しているいろんな計画が上がっている。さきほど保育所も行かない家庭にいる子への支援というものもあったが、それに関する計画がない。乳幼児検診とかその辺の計画も入ってくればどうか。

○助川特別支援教育室長 16ページの保育所や幼稚園に在籍しない乳幼児への支援の、「このため、市町村が母子保健法に基づいて実施している定期的な健康診査」、これが1.5歳児と3歳児の健診を含むもの。そこで盛り込んだつもりでいる。

○渋川委員 盛り込んであるが、やはり教育委員会が出すので、縦の関係で区切られているようなイメージになる。34ページに、児童生徒に対する支援体制があるが、たくさん支援はあるが詳しいものを読まないといけない。何か図式でもしてもらおうとわかりやすいのではないかな。

○助川特別支援教育室長 ご指摘いただいたことについては、検討をさせていただく。

親御さんが困ったときに、あるいは先生が困ったときに、どこに電話すればいいのか、どこに相談すればいいのかはすぐわかるというのは非常に重要なことであるので、そのやり方については、検討したい。

○渋川委員 31ページの特別支援学級の設置状況というのがあるが、浜田の小学校が少ないのはなぜか。

○助川特別支援教育室長 特別支援学級の学級編制というのは、市町村が都道府県と協議して編制することができる。まず市町村の方で特別支援学級を設置したい、この学校に設置したいというのを作るもので、県の方から押しつけるというものではない。

○矢野義務教育課長 特別支援学級については、対象児童がいるかないかということで、継続で設置する場合は協議することはないが、新設の場合は、10月1日までに計画を出してもらう。この数そのものは、市町村から出たものを記述している。

○土田委員 14ページの教育関係の整備で、通学支援ということで記載されている。市町村の教育委員会と協議を行い保護者等の負担軽減に努めるとあるが、県が100%というのではなく、それぞれの市町村の負担も応分に求め、何分の1かを県の方から支給するということか。こういう形で、子どもさんを持っておられる家庭というのは、経済的負担が非常に多いと思う。だから、ある程度県の方から相当な支援をしていただきたいと思う。協議して負担軽減という、非常にあいまいな表現である。市町村と県との負担割合は決まっていないのか。

○助川特別支援教育室長 地域によって、支援の仕方が大分違う。例えば、松江の5校のうちどこかの学校に行く子ども、東出雲から来ているお子さんがいて、福祉タクシーに乗って来る。福祉タクシーに乗って来る通学費は、特別支援教育就学奨励費で国費半分、県で半分で、支援している。あるいは益田の方は、福祉タクシーではなくてジャンボタクシーが家を回るというふうになっている。そういう車を使うこともあるだろうし、公共交通機関があるところでは、公共交通機関に乗って来てもらった上で就学奨励費を出しているという方法もある。

○土田委員 特別支援学校はが9号線沿いに立地しているということになってくると、居住する市町村によっては経済的な負担が保護者に多くかかる。居住する場所によって差が生じないような指導をぜひやっていただきたい。

○北島委員長 議論の内容を踏まえ適切に対応して、パブリックコメントをお願いしたい。

(報告事項)

第41号 平成24年度島根県公立高等学校入学者選抜について(高校教育課)

○小林高校教育課長 報告第41号平成24年度島根県公立高等学校入学者選抜についてご報告する。

7月の教育委員会において、入学者選抜の基本方針については既に報告をしているが、各高校別の詳細が決まったので、昨年度と違う点について、報告をする。

日程については、学力検査日を来年3月7日、合格発表を3月19日。定時制課程については第2次募集をい、作文・面接検査日を3月27日、3月29日とする。

学校別の選抜について変更があった点について報告する。

まず、個人調査報告書、いわゆる内申書については、学力検査の比率について、来年度、2校が変更をする。情報科学高校が、従来、個人調査報告書60、学力検査40であったところを70対30、江津工業高校が、50対50であったところを60対40にする。理由としては、中学校3年間の状況等の評価にウエートを置きたいという考えである。

2つ目は、推薦入学者選抜の募集人員、割合である。これについては今年、教育課程審議会から、25年度の入試から推薦入学の割合の上限を、原則50%に下げようという答申をいただいたが、情報科学高校と松江東高校については、25年を待たずに各学校の割合を、情報科学高校は来年から40%を15%に、東高は現在5%ある推薦枠をなくすこととした。情報科学高校においては40%から15%にと、非常に大きな変化に見えるが、推薦入学の志願者がこの数年、10%から20%の範囲内であるので、実態に合わせる形である。松江東高校については、5%で割合は少ないが、総合的な判断の上で、来年度から実施しないとした。他の普通高校で推薦入学を全くしてないところは、松江北、松江南、出雲、浜田、益田高校。

一方、浜田定時制については、定時制の昼間部を新設する。あわせて、従来は推薦入試をしていなかったが、30%の推薦枠を設けることとした。特に、定時制への意欲、あるいは関心等の強い生徒を求めたいというのが基本的な学校の考え方。

それから傾斜配点については、変更はない。江津高校の英語科だけが、英語の得点を倍にして選考をする。

募集方法についても、変更はない。各高校とも出願の段階で第一志望校と第二志望校を書くようになっている。

スポーツ特別推薦については、保健体育課でスポーツの重点校を定めており、これに連動した形でスポーツ推薦を実施している。原則3年間で、今年が初年度であるので変更はない。

文化特別推薦については、非常に応募者が少なく実態がないということで、教育課程審議会から募集停止の方向という答申をいただいた。これについては、来年度より特別推薦はやめることとした。

――原案のとおり了承

第42号 平成24年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第2次試験の結果について
(義務教育課・高校教育課)

○矢野義務教育課長 報告第42号平成24年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第2次試験の結果についてご報告する。

平成24年度の島根県公立学校教員採用候補者選考試験の第2次試験を8月28日から9月2日の6日間実施した。初日は、松江農林高校、教育センター及び松江市総合体育館で小論文、

適性検査、実技試験を実施した。続く5日間で、職員会館、教育センターにおいて、教育委員会事務局職員、あるいは市町村の教育長等に面接員をお願いして、個人面接、模擬授業等の試験を実施した。

7の1の一覧表は、各区分の予定者数と登載者数である。当初159人程度というところ、167名の名簿登載とした。

出願からの人数を校種別にまとめたものが7の2の一覧表である。2次試験の対象者は477名。採点については、すべての受験者について整理番号で処理し、得点の入力及びチェックは複数の者で行っている。また、人事担当者以外の外部の者による点検も行っている。

去る9月13日に、北島委員長、山本委員にも参加いただき、合否判定会議を行った。慎重に審議した結果、167名を名簿登載としたところである。全体の倍率は7.3倍。昨年が7.5倍であるので若干低くなっている。一昨年は、名簿登載194名ということでちょっと多かったため、6.4倍だったが、それ以外、ここ数年、大体7倍台が続いている。

資料7の3の石見・隠岐地域限定枠での名簿登載者数については31名だった。小学校の石見・隠岐地域限定に区分ⅢとⅤがあるが、このⅤというのは平成11年からやっている。Ⅲも含めて11年からこれまで、この枠通算で182名の小学校の教員を採用している。中学校は、今回11名だったが、これも通算では71名ということで、いわゆる石見地域の充足率が、平成10年当時65%だったのが、今年度は77%まで上がっている。隠岐は73%が74%、出雲は、平成10年に115%超過の状態だった、今は107%ということで、全体として配置については是正してきており、今後も続けていきたいと思っている。

それから、シニア枠の名簿登載が今年度7名。これは平成22年度登載から実施しているが、22年度が12名、昨年が5名、本年度7名ということで、40歳から53歳までの幅で名簿登載したところである。

今年度新たに募集した、小学校の数学または理科の免許所有者の採用枠については、全県枠で15人、石見・隠岐地域限定枠で1人の、合わせて16人の採用を行った。この枠については、5年程度は継続して募集していきたい。すべての小学校に数学、あるいは理科の免許を持っている者が配置できるように考えている。

特別支援学級については、浜田管内と出雲・松江管内を比べると、全体の児童生徒数に対する特別支援学級の児童生徒数の割合は、ほとんど変わらない。ただ複式学級がある学校が、浜田管内は47%に対し、出雲は29%、松江は15%しかない。やはり学校の規模が小さくなった関係で、実際の数の割合は下がっているというふう思う。

――原案のとおり了承

第43号 平成23年度市町村立学校の設置者変更等について（義務教育課）

○矢野義務教育課長 報告第43号平成23年度市町村立学校の設置者変更等についてご報告する。

去る8月1日に、松江市と東出雲町が合併し松江市、また、10月1日に、出雲市と斐川町が合併し出雲市となった設置者の変更に伴い、松江市が設置する学校数は、小学校は35校、中学校17校の合わせて52校。出雲市が、小学校42校、中学校16校の合わせて58校となった。

――原案のとおり了承

第44号 平成23年度生涯スポーツ功労者・生涯スポーツ優良団体文部科学大臣表彰の受賞について（保健体育課）

○細田保健体育課長 報告第44号平成23年度生涯スポーツ功労者・生涯スポーツ優良団体文部科学大臣表彰の受賞についてご報告する。

地域または職域におけるスポーツの健全な普及及び発展に貢献しもって地域におけるスポーツの振興に顕著な成果を上げたスポーツ関係者及びスポーツ団体を表彰するというものである。表彰式は既に今月の7日に東京で実施された。

被表彰者及び被表彰団体は、生涯スポーツ功労者3名の方である。浜田市在住の田中啓信様、浜田市陸上競技協会副会長、浜田市体育協会副会長、財団法人島根県体育協会理事で、中学校教員時代から、石見地域における中学生の競技力向上に努め、多数の全国大会出場者を輩出された。また、平成17年の市町村合併では、新浜田市の陸上競技協会を発足され、大きく尽力された。現在も各種大会の運営等に積極的に取り組み、島根県のスポーツ振興に大きく貢献していらっしゃる。

続いて出雲市在住の青木誠様。NPO法人斐川町体育協会代表理事会長、財団法人島根県体育協会評議員、島根県体操協会顧問で、住民参加型のスポーツイベントを多数企画・運営し、地域住民のスポーツによるコミュニケーションづくりに貢献された。また、くにびき国体に向けて、男子新体操を県内で初めて立ち上げ、くにびき国体で優勝に導くなど貢献された。

3人目は雲南市在住の菊川久美子様。日本ソフトボールリーグ2部リーグ委員、島根県ソフトボール協会技術委員長、島根県ソフトボール協会常任理事、島根三洋電機女子ソフトボール部監督で、三洋電機ソフトボール部の監督として何回も国体でソフトボール部を優勝に導いておられる。また、地元のスポーツ少年団から、高校生を対象にソフトボールの指導を行い、研修会や講習会をみずからの手で企画・運営することにより、ソフトボールの競技の普及・発展、また競技力向上に尽力しておられる。

次に、生涯スポーツ優良団体、クラブ名は、斐川町ソフトテニス連盟。主な活動成果は、昭和30年の6月に軟式庭球部を設立され、以来、半世紀にわたり、斐川町のスポーツの普及・振興に尽力しておられ、昭和33年9月には第1回の簸川郡庭球大会を主催し、出雲地区のソフトテニスの普及・発展に寄与された。青少年の健全育成を図ることを目的に、昭和40年2月に小学生の軟式テニス教室を開設、平成10年には全国中学体育ソフトテニス団体で準優勝、平成15年には個人戦で優勝をなし遂げるなど、成績を上げておられる。町内の中学生からシニア、初心者から経験者まで幅広い年代の交流の場を提供することで、地域のスポーツ振興に貢献しておられる。

――原案のとおり了承

第45号 平成23年度学校保健・学校安全文部科学大臣表彰について（保健体育課）

○細田保健体育課長 報告第45号平成23年度学校保健・学校安全文部科学大臣表彰についてご報告する。

学校保健及び学校安全の普及と向上に尽力し、多大な成果を上げた個人、学校及び団体を文部科学大臣が表彰し、もって学校保健及び学校安全の振興に資するものである。

また、学校や通学路における子どもの安全を見守る自主的な取り組みが多く地域で行われており、子どもの安心・安全な学校教育活動に貢献するすぐれた活動を行っている団体に学校安全ボランティア活動奨励賞を送り、もって学校安全の振興に資するという趣旨である。

表彰式は今年27日に静岡県で行われる。

被表彰者お一方目は、江津市在住の学校医の山崎一成様。昭和50年から現在に至るまで長きにわたって学校医として、児童生徒の健康管理、体力向上、学校災害の防止及び感染症の予防等に献身的な努力を続け、学校保健の向上に尽くされた。平成7年4月から平成20年3月までの1

3年間の長きにわたり、江津市学校保健会副会長を務める傍ら、江津市学校医代表として、江津市の小・中学校のコレステロール検査の取りまとめを一手に引き受け、生活習慣病を中心とした疾病予防に尽力された。

お二方目は、出雲市の学校歯科医、角汎様。昭和44年から現在までの42年間、学校歯科医として口腔衛生全般にわたって献身的に指導・助言を行い、口腔衛生思想の積極的な普及・啓発に尽力されておられる。園児から高校生までの幅広い年齢層に合わせて、幼児期から一貫した歯磨き習慣と、保護者に対し歯磨き指導の重要性を説き、小・中・高校生に対しては、食育やスポーツを通し歯・口の健康に関連して、生徒の健康保持及び健康増進、歯周疾患予防に寄与したということである。

次に学校安全表彰は、出雲市立高松小学校。校長は米原邦登様。学校経営の特色に、学校安全を積極的に推進し、安全で安心できる学校づくり、我が国の学校安全をリードする学校を掲げ、全教職員が一体となって学校安全の推進に取り組んでこられた。安全教育に関する指導法を開発するとともに、学校保健安全法に基づく危機管理マニュアルを作成し、組織が一体となって危機に対応できる体制が構築されており、学校のモデルとしても評価できる実践であるということである。

なお、学校安全ボランティア活動奨励賞は該当がなかった。以上、報告する。

――原案のとおり了承

第46号 第66回国民体育大会成績について（保健体育課）

○細田保健体育課長 報告第46号第66回国民体育大会成績についてご報告する。

天皇杯得点の推移であるが、一昨年42位、昨年42位で、今回45位ということで3位下げてしまった。ただ、昨年に比べて100人余り、監督、選手が少ない中で、よく頑張ってくれたというふうに考えている。

入賞者は、なぎなたが1位である。これは初めてである。それから、ウェートリフティング、濱村君が2位、ホッケー少年男子が3位。陸上競技では、棒高跳び、錦織育子が3位。それから水泳の加藤理君の3位というところが上位。

特筆すべきは、剣道の島根選抜5位。これは29年ぶりに入った。それからバドミントン少年男子の大東高校5位。これはたしか50年ぶりぐらいだったというふうな話である。若い力が育ってきているのではないかというふうに感じている。

なお、一番下に総合成績を載せているが、島根の下には高知、徳島、上には鳥取、和歌山というところが位置している。来年はまた頑張りたいと思う。

○土田委員 参加人数少ないのではなくて、中国大会でみんなばたばたと破れて、参加できなかったという表現の方が正しいのでは。団体競技ほどたくさん得点があるので、重点的なソフトボールとラグビーとホッケーで出るように頑張りたい。

――原案のとおり了承

北島委員長：非公開宣言

—非公開—

委員長の選挙、委員長職務代理者の指定及び席次の指定について

(議決事項)

第13号 平成23年度優れた教育活動表彰について(総務課)

——原案のとおり議決

第14号 教職員の懲戒処分について(高校教育課)

——原案のとおり議決

第15号 教職員の懲戒処分について(高校教育課)

——原案のとおり議決

(報告事項)

第47号 平成23年秋の叙勲内示について(総務課)

——原案のとおり了承

北島委員長：閉会宣言 16時30分